

令和 7 年

第 1 回市議会定例会 議案第 5 9 号

函館市駐車場条例の一部改正について

函館市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市駐車場条例の一部を改正する条例

函館市駐車場条例（昭和 4 5 年函館市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「		施設使用者 以外の者	3 0 分まで	無料	を
			3 0 分を超えた 後 1 時間まで	200 円	
			1 時間を超えた 後 3 0 分までご とに	100 円	

「		施設使用者 以外の者	3 0 分まで	無料	に
			3 0 分を超えた 後 1 時間まで	200 円	
			1 時間を超えた 後 3 0 分までご とに	100 円	
二輪自動車	函館市元町観光駐車場 （立体式）（月ぎめ駐 車場を除く。）		1 時間まで	200 円	」
			1 時間を超えた 後 3 0 分までご とに	100 円	

改め、同表備考第 2 項および第 3 項中「二輪自動車」を「二輪自動車等」に改め、同表備考第 4 項中「二輪自動車」を「二輪自動車等」に改

め、同表備考中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 「二輪自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車および軽自動車のうちの二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）をいう。

別表第 2 中

函館市元町観光駐車場（立体式）（月ぎめ駐車場に限る。）	1 月につき	7,500円	を
-----------------------------	--------	--------	---

	函館市元町観光駐車場（立体式）（月ぎめ駐車場に限る。）	1 月につき	7,500円
二輪自動車	函館市元町観光駐車場（立体式）（月ぎめ駐車場に限る。）	1 月につき	7,500円

改め、同表備考第１項中「第４項」を「第５項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

元町観光駐車場のうち立体式のものについて、二輪自動車を駐車することができることとするため